

広島県告示第五百八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成十八年広島県告示第三百九十六号で認可した広島圏都市計画下水道事業府中公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成十九年五月二十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 施行者の名称

府中町

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画下水道事業府中公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十九年九月十七日から平成二十三年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

平成十八年広島県告示第三百九十六号の事業地のうち、安芸郡府中町茂陰二丁目において事業地を変更する。